

ご意見記入用紙

以下の該当するものに☑を付け、ご意見・ご提言を記載してください。なお、☑が複数ある場合は、コピーして別々に記載してください。

<input type="checkbox"/>	「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱改正」に関すること
<input type="checkbox"/>	「御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱改正」に関すること
<input type="checkbox"/>	「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱改正」に関すること

【あなたご自身について】 ※差し支えない範囲でご協力をお願いします。

年齢	<input type="checkbox"/> ～19歳 <input type="checkbox"/> ～29歳 <input type="checkbox"/> ～39歳 <input type="checkbox"/> ～49歳 <input type="checkbox"/> ～59歳 <input type="checkbox"/> ～69歳 <input type="checkbox"/> ～79歳 <input type="checkbox"/> 80歳～
住所	<input type="checkbox"/> 大阪市内に在住している →区名（ ）
	<input type="checkbox"/> 大阪府内に在住している →市町村名（ ）
	<input type="checkbox"/> 大阪府外に在住している →都道府県名（ ）

※ 提出方法や提出期限などについては、次頁をご覧ください。

【提出方法】

以下の方法により、ご意見記入用紙を提出してください。

○郵送の場合

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市計画調整局計画部都市計画課（都市景観）あて

○ファックスの場合

ファックス番号：06-6231-3751

※件名に「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱等の一部改正について」と明記してください。

○電子メールの場合

メール：ea0011@city.osaka.lg.jp

※件名に「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱等の一部改正について」と明記してください。

○持参の場合

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階
土曜日、日曜日、祝日を除く9時から12時15分、13時から17時30分まで

【提出期限】

令和8年5月8日（金）必着

（提出期限以降のご意見・ご提言等の受付はできませんのでご注意ください）

【注意事項】

- 電話や窓口等での口頭によるご意見は受け付けておりませんのでご注意ください。
- 提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。
- 提出いただいたご意見に対する考え方については、後日一括して大阪市ホームページで公表します。なお、公表の際には、内容の要約又は一部の表現をあらためさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。